

令和6年能登半島地震に係る金融庁関連の対応

令和6年能登半島地震を受けて、金融庁・財務局において以下のような施策を講じております。

	対応	内容	
1	金融機関に対する金融上の措置要請	石川県、富山県、福井県、新潟県内の関係金融機関等に対し、財務局長及び日銀支店長の連名により要請文を发出	1月2日
2	金融機関の被害状況の把握	財務局を通じ、金融機関の店舗・ATMの営業状況を把握する体制の構築	1月2日
3	金融庁内の対応体制の強化	金融庁長官をヘッドとする庁内横断の対応チームを設置	1月2日
4	被災者からの相談等に対する対応	被災者からの相談を受け付ける「令和6年能登半島地震金融庁相談ダイヤル」(フリーダイヤル)を設置。	1月4日
5	対外情報発信	被災者の方々の金融分野の生活支援等に資する情報を掲載する特設ウェブサイト(日英)を設置	1月4日
6	金融機関からの情報収集	金融機関のニーズ等を把握するための情報収集を随時実施	1月4日
7	義援金等を装った詐欺に関する注意喚起	義援金等を装った詐欺に関する注意喚起文を公表	1月5日
8	金融機関に対して資金繰り支援の徹底等を要請	官民金融機関に対し、関係省庁と連名で、事業者等の資金繰り支援の徹底等を要請	1月5日
9	金融機関の休日相談窓口一覧を公表	各金融機関にて設置された休日でも対応可能な相談窓口の一覧を公表	1月5日
10	有価証券報告書等の提出期限に関する特例措置	有価証券報告書等の提出期限に関する特例措置を周知	1月5日
11	寄附のための現金振込みや被災者が本人確認書類を亡失した場合等における本人確認の簡素化、柔軟化	金融機関等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を踏まえた対応について要請文を发出	1月11日

	対応	内容	
12	有価証券報告書等の提出期限に関する特別措置	有価証券報告書等の提出期限に関し、「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」による特別措置を周知	1月12日
13	被災者が貸金業者から返済能力を超えない借入を行うための手続きの弾力化	日本貸金業協会に対し、貸金業法施行規則の一部改正を踏まえた対応について要請文を発出	1月17日
14	金融機関等の報告の提出期限等に係る措置	金融機関等の報告の提出期限等に関する特例措置を周知	1月23日
15	貸出条件緩和債権の判定に当たっての取扱い	金融機関に対し、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の計画期間の延長など、貸出条件緩和債権の判定に当たっての柔軟な取扱いについて周知	2月16日
16	石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金等の差押禁止(周知)	石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金及び令和6年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金が支給されることとなり、これらの給付金の差押を禁止する法令が4月5日に成立したことから、金融機関に対して周知文を発出	4月5日